

第 36 号議案

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 5 月 13 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

市長、副市長及び教育長の給与改定の状況等に鑑み、市議会議員の手当について改定を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「」とする」とあるのは「」と、豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 号）附則第 2 項第 1 号中「127.5 分の 15」とあるのは「167.5 分の 10」とする」とする。